

報告第 1 号 道路運送法等に基づく協議が調っていることの証明書について

1 案の要旨

令和 6 年 1 2 月 5 日開催の令和 6 年度第 1 回大竹市地域公共交通活性化協議会
運賃協議ワーキンググループにおいて、別紙のとおり協議が調ったことを報告するもの。

道路運送法等に基づく協議が調っていることの証明書

令和6年12月5日付け開催の令和6年度第1回大竹市地域公共交通活性化協議会運賃協議ワーキンググループにおいて、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

【協議事項】

- ・デマンド型乗合タクシーの運用見直しに伴い、次のとおり運賃を変更するもの。

○運賃は、250円と500円の2種類とする。（※片道運賃、乗車券で利用。）

○目的地の設定が、実施区域の地区内又はその1つ隣の地区の場合は、運賃を250円とし、実施区域の地区から2つ隣の地区以上の場合は、運賃を500円とする。

○乗車券は、250円×11枚綴り1種類とし、2,500円で販売する。

○乗車券はタクシー内で購入する。乗車券を購入する場合は予約時に伝える。

デマンド型乗合タクシーの運賃表

項 目	大竹地区	小方地区	玖波地区	川手地区	松ヶ原地区	栗谷地区
大竹地区	250円	250円	500円	250円	500円	500円
小方地区	250円	250円	250円	250円	500円	500円
玖波地区	500円	250円	250円	500円	250円	500円
川手地区	250円	250円	500円	250円	500円	250円
松ヶ原地区	500円	500円	250円	500円	250円	500円
栗谷地区	500円	500円	500円	250円	500円	250円

①ひまわりタクシー

- ・従前は玖波7丁目から出発した場合、「玖波駅」、「広島西医療センター」までの片道運賃を200円から250円へ変更する。
- ・玖波8丁目から出発した場合、「玖波駅」、「広島西医療センター」までの片道運賃については従前どおり250円とする。
- ・目的地について、「ゆめタウン大竹」、「大竹市総合市民会館」を追加し、出発地にかかわらず、それぞれの片道運賃を250円とする。

②湯舟のりあいタクシー

- ・「広島西医療センター」、「ゆめタウン大竹」までの片道運賃については従前どおり250円とする。
- ・目的地に、「玖波駅」、「大竹会館」を追加し、「玖波駅」までの片道運賃を250円、「大竹会館」までの片道運賃を500円とする。

③三ツ石地区乗合タクシー

- ・「ゆめタウン大竹」までの運賃については従前どおり片道運賃を250円とする。

- ・目的地の「大竹市役所」を削除する。
- ・目的地に「広島西医療センター」、「大竹駅西口」を追加し、それぞれの片道運賃を250円とする。

④あじさいタクシー

- ・「ゆめタウン大竹」までの片道運賃については従前どおり250円とする。
- ・目的地について、「広島西医療センター」、「大竹駅西口」を追加し、それぞれの片道運賃を250円とする。

⑤栄ぐるりんタクシー

- ・「大竹駅西口」、「大竹市総合市民会館」、「栄公民館」、「ゆめマート」、「村井内科」までの片道運賃については従前どおり250円とする。
- ・目的地の「松前内科」、「しまむら大竹店」、「コミュニティサロン栄町」を削除する。
- ・目的地について、「大竹会館」、「おだ整形外科クリニック」、「大竹市役所」、「ゆめタウン」を追加し、それぞれの片道運賃を250円とする。
- ・目的地について、「広島西医療センター」を追加し、片道運賃を500円とする。

〈根拠規定〉

- ・道路運送法第9条第4項
- ・大竹市地域公共交通活性化協議会規約第12条
- ・大竹市地域公共交通活性化協議会運賃協議ワーキンググループに関する規程第7条

令和6年12月5日

大竹市地域公共交通活性化協議会
運賃協議ワーキンググループ
座長 佐伯和規

＜道路運送法＞

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。）又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

＜大竹市地域公共交通活性化協議会規約＞ （ワーキンググループ）

第12条 会長は、運送法第9条第4項及び同法第9条の3第4項に規定する運賃等について協議するため、必要に応じ協議会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

＜大竹市地域公共交通活性化協議会運賃協議ワーキンググループに関する規程＞ （協議結果の報告）

第7条 会議において協議が整った事項について、座長はその協議結果を協議会に報告するものとする。